

平成 2 9 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市庁舎建設基金条例	1 松本市庁舎建設事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの 2 施 行 公布の日
第 2 号	松本市農林業振興条例	1 持続的に発展する魅力ある農林業を確立するため、農林業の振興に関する基本理念等必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 農林業振興の基本理念に関する規定 (2) 市、農林業者、市民等の責務に関する規定 (3) 施策の基本方針に関する規定 (4) 農林業振興計画に関する規定 3 施 行 公布の日
第 3 号	松本市職員定数条例の一部を改正する条例	1 行政改革による要員の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 職員の定数から除く職員に係る規定の追加 (2) 職員の定数 ア 市長の事務局の職員 1, 3 5 0 人 → 1, 3 4 0 人 イ 教育委員会の事務局及び教育機関の職員 2 2 5 人 → 2 3 5 人 3 施 行 2 9 . 4 . 1
第 4 号	松本市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 引用条項の整理 3 施 行 2 9 . 5 . 3 0 等

<p>第 5 号</p>	<p>松本市議会議員及び松本市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>1 公職選挙法施行令の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 公費負担の限度額 (1) 一般運送契約による選挙運動用自動車 1日当たりの使用単価 51,500円 → 64,500円 (2) 選挙運動用ポスター 1枚当たりの作成単価 (462.88円×ポスター掲示場の数+82,400円)÷ポスター掲示場の数 → (525.06円×ポスター掲示場の数+86,400円)÷ポスター掲示場の数 (3) 選挙運動用ビラ 1枚当たりの作成単価 7.3円 → 7.51円 3 施 行 公布の日</p>
<p>第 6 号</p>	<p>松本市特別会計設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 特別会計の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 城山介護老人保健施設事業費の廃止 3 施 行 29.4.1</p>
<p>第 7 号</p>	<p>行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 使用料の算出方法の変更等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 使用期間が1月未満の使用料に係る規定の追加 3 施 行 29.4.1</p>

第 8 号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 原動機付自転車臨時運行許可証交付事務の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 原動機付自転車臨時運行許可証交付手数料の廃止</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の追加</p> <p>3 施 行 公布の日等</p>
第 9 号	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 一般廃棄物の処分方法等の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>資源物に係る区分</p> <p>裁断処理された紙類、蛍光管、乾電池、体温計</p> <p>→ 裁断処理された紙類、蛍光管、乾電池、体温計、ライター、スプレー缶、カセットボンベ</p> <p>3 施 行 29. 4. 1</p>
第 10 号	松本市霊園条例の一部を改正する条例	<p>1 新たな合葬式墳墓の整備に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>屋外型合葬式墳墓に係る規定の追加</p> <p>3 施 行 別に規則で定める日</p>
第 11 号	松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 介護保険法施行規則の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>主任介護支援専門員に係る規定</p> <p>主任介護支援専門員研修を修了した者</p> <p>→ 主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は更新研修の修了日から5年を超えない期間ごとに更新研修を修了したもの</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

第 1 2 号	松本市老人集会施設条例の一部を改正する条例	<p>1 老人集会施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 中川老人集会施設赤松館の廃止</p> <p>3 施 行 29.4.1</p>																										
第 1 3 号	松本市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	<p>1 青少年問題協議会の所掌事務の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 題名 松本市青少年問題協議会条例 → 松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例 (2) 所掌事務にいじめ防止等に関する機関及び団体との連携に係る規定を追加</p> <p>3 施 行 公布の日</p>																										
第 1 4 号	松本市農村広場条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 穴沢運動公園運動場の使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="742 1198 1444 1624"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>市民</th> <th>市民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 時間</td> <td rowspan="6">-</td> <td rowspan="6">1,080</td> <td>8:30~10:30</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>10:30~12:30</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>13:00~15:00</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>15:00~17:00</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>17:00~19:00</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>19:00~21:30</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 29.4.1</p>	改正前		改正後		単 位	金 額		区 分	金 額	市民	市民以外	1 時間	-	1,080	8:30~10:30	510	10:30~12:30	510	13:00~15:00	510	15:00~17:00	510	17:00~19:00	510	19:00~21:30	510
改正前		改正後																										
単 位	金 額		区 分	金 額																								
	市民	市民以外																										
1 時間	-	1,080	8:30~10:30	510																								
			10:30~12:30	510																								
			13:00~15:00	510																								
			15:00~17:00	510																								
			17:00~19:00	510																								
			19:00~21:30	510																								
第 1 5 号	松本市四賀集会施設条例の一部を改正する条例	<p>1 集会施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 七嵐多目的集会施設の廃止</p> <p>3 施 行 公布の日</p>																										

第 1 6 号	松本市美鈴湖もりの国条例の一部を改正する条例	<p>1 設備の改修に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>区画サイトの利用料金（1泊） (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="735 331 1353 521"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本料金</td> <td>5, 3 4 0</td> <td>5, 7 4 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">追加料金</td> <td>大人</td> <td>5 1 0</td> <td>6 3 0</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>3 0 0</td> <td>4 2 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>	区 分		改正前	改正後	基本料金		5, 3 4 0	5, 7 4 0	追加料金	大人	5 1 0	6 3 0	小人	3 0 0	4 2 0
区 分		改正前	改正後														
基本料金		5, 3 4 0	5, 7 4 0														
追加料金	大人	5 1 0	6 3 0														
	小人	3 0 0	4 2 0														
第 1 7 号	松本市クライנגルテン条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>ラウベ付き農園(1カ年)の使用料</p> <p>(1) 神谷クライングルテン 3 6 0 , 0 0 0 円 → 2 4 0 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 入山クライングルテン 3 6 0 , 0 0 0 円 → 2 4 0 , 0 0 0 円</p> <p>3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>															
第 1 8 号	松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例	<p>1 公金収納システムの導入等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 店舗使用料の納入期限 毎月10日まで → 毎月15日まで</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間の特別駐車券に関する特例措置の追加</p> <p>3 施 行 2 9 . 4 . 1 等</p>															
第 1 9 号	松本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 会田病院の一般病床の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>一般病床に関する規定の削除</p> <p>3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>															

<p>第 2 0 号</p>	<p>松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 施設の運営方針の変更に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 題名 松本市勤労青少年ホーム条例 → 松本市青少年ホーム条例 (2) 目的 勤労青少年の保護及び福祉の増進 → 青少年の福祉の増進並びに自立及び社会参画の促進 (3) 利用者の範囲 3 5 歳未満の勤労青少年 → 1 5 歳以上 3 5 歳未満の青少年 3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>
<p>第 2 1 号</p>	<p>松本市梓川アカデミア館条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 休館日及び開館時間の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 休館日 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで → 月曜日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで (2) 開館時間（展示室を除く。） 午後 1 0 時まで → 午後 9 時まで 3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>
<p>第 2 2 号</p>	<p>松本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 超過勤務手当の支給の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 勤務時間の割振りにより 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合の超過勤務手当の支給に係る規定の追加 3 施 行 2 9 . 4 . 1</p>

第 2 3 号	松本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 非常勤職員への育児休業制度の導入に伴い、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 育児休業をすることができない職員に係る規定の見直し (2) 育児休業の対象となる子に係る規定の追加 3 施 行 29.4.1
第 2 4 号	松本市国土利用計画審議会条例を廃止する条例	1 審議会の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施 行 公布の日
第 2 5 号	金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例	1 制度の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施 行 29.4.1
第 2 6 号	松本市老人憩の家条例を廃止する条例	1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施 行 29.4.1

第 27号	松本市ふるさと水と土保全 基金条例を廃止する条例	1 基金を廃止するため、本条例を廃止するもの 2 施行 29.4.1
第 28号	松本市岩井堂枯渇対策農業 用施設管理基金条例を廃止 する条例	1 基金を廃止するため、本条例を廃止するもの 2 施行 29.4.1
第 29号	松本市梓川ふるさと公園整 備基金条例を廃止する条例	1 基金を廃止するため、本条例を廃止するもの 2 施行 29.4.1
第 30号 } 第 43号	平成 28年度補正予算	平成 28年度一般会計補正予算 平成 28年度特別会計補正予算（10 会計） 平成 28年度企業会計補正予算（3 会計）
第 44号 } 第 59号	平成 29年度予算	平成 29年度一般会計予算 平成 29年度特別会計予算（11 会計） 平成 29年度企業会計予算（4 会計）
第 60号	市有財産の処分について （波田扇子田運動公園用地）	1 波田扇子田運動公園用地を処分するもの 2 処分面積 640.89 m ² 3 処分金額 7,306,146 円 4 相手方 長野国道事務所

第 6 1 号	市有財産の処分について (新松本工業団地用地)	1 新松本工業団地用地を処分するもの 2 処分面積 28,863.32 m ² 3 処分金額 9億3,950万1,066円 4 相手方 (株)ハーモニック・ドライブ・システムズ
第 6 2 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 3路線 3 認定延長 351.50m
第 6 3 号	市道の変更について	1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 1路線 3 変更延長 47.76m (78.17m → 125.93m)
第 6 4 号	市道の廃止について	1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 1路線 3 廃止延長 69.66m
第 6 5 号	行政区域外道路の市道認定について	1 塩尻市の行政区域外道路の市道認定を承諾するもの 2 承諾する場所 大字笹賀535番4先 3 延長 102.50m

第 6 6 号	訴えの提起について	1 平成 2 8 年 8 月に成立した和解に基づき、工事妨害の禁止を求めて訴えの提起をするもの 2 相手方 降旗 正利 外 3 人
第 6 7 号	訴えの提起について	1 埋橋 1 丁目地籍の水路敷を不法に占有している工作物の収去及び土地の明渡し等を求めて訴えの提起をするもの 2 相手方 降旗 正利 外 3 人

2 報告

(1) 法人事業計画等 1 件

ア 平成 2 8 年度一般財団法人松本ヘルス・ラボの事業計画及び予算

(2) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 4 件

ア 自動車事故にかかわるもの 2 件

イ 道路事故にかかわるもの 2 件